

古谷公正取引委員会委員長提出資料

< 発言要旨 >

公正取引委員会としては、今回策定された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、中小企業庁や事業所管官庁とも密接に連携しながら、価格転嫁に伴う中小企業への不当なしわ寄せ防止に全力で取り組んでまいります。

具体的には、創設される「価格転嫁円滑化スキーム」において、関係省庁と連携を図り、法違反が多く認められる業種に対し、自主点検を要請するなど、業種別のきめ細かな対応を行うとともに、取引実態についての緊急調査の実施や、「買ったたき」の解釈の明確化など、独占禁止法・下請法上問題となる行為に対する法執行の強化を行います。

下請法上の「買ったたき」の解釈として、

- ①労務費等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと、
- ②労務費等のコストが上昇したため、下請事業者が

取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁しない理由を回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くことは、同法で禁止されている「買いたたき」に該当するおそれがあります。

このような行為について、公正取引委員会としては、パッケージにもあるとおり、事業者の皆様からの相談、情報提供を広くお受けしたいと考えております。皆様からお寄せいただいた情報をもとに、下請取引における不当なしわ寄せ行為に対して、一層厳正に対処していく所存であります。